

リスク評価結果をふまえた特殊健康診断等について

【経緯】

- ・ 「化学物質のリスク評価検討会」(座長 名古屋俊士 早稲田大学理工学術院教授)において、平成25年度に、1,2-ジクロロプロパンを対象とするリスク評価が行われた。その結果、1,2-ジクロロプロパンについては、健康障害防止措置等の検討を行うべきとされた。
- ・ また、平成25年度委託事業「職場における化学物質のリスク評価推進事業」において開催された「化学物質の健康診断に関する専門委員会」(座長 櫻井治彦 中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター技術顧問)では、上記詳細リスク評価の対象となった1,2-ジクロロプロパンに係る特殊健康診断の必要性の有無及び健康診断項目について検討が行われた。

1,2-ジクロロプロパン

〔一次健康診断項目〕

1. 業務の経歴の調査(有害業務に従事する労働者に限る)
2. 作業条件の簡易な調査(有害業務に従事する労働者に限る)
3. 1,2-ジクロロプロパンによる眼の痛み・発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の自覚症状または他覚所見の既往歴の有無の検査(眼の痛み・発赤、せき等の急性刺激症状については、有害業務に従事する労働者に限る)
4. 1,2-ジクロロプロパンによる眼の痛み・発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の自覚症状または他覚所見の有無の検査(眼の痛み・発赤、せき等の急性刺激症状については、有害業務に従事する労働者に限る)
5. 血清アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ(AST)、血清アラニンアミノトランスフェラーゼ(ALT)、血清ガンマグルタミルトランスフェラーゼ(γ -GT)、血清アルカリホスファターゼ、血清総ビリルビンの検査

〔二次健康診断項目〕

1. 作業条件の調査(有害業務に従事する労働者に限る)
2. 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波検査等の画像検査、CA19-9等の血液中の腫瘍マーカーの検査、赤血球数等の赤血球系の血液検査又は血清間接ビリルビンの検査(赤血球系の血液検査及び血清間接ビリルビンの検査については、有害業務に従事する労働者に限る)

※健診項目は、有害業務に従事する労働者及び有害業務に従事したことがある労働者で、引き続き使用されるものが対象。

○検討会資料からの変更点

- ・自覚症状又は他覚所見の例示に、黄疸を加える。
- ・溶血性貧血については、ヒトにおける根拠が明確ではないことを考慮し、溶血性貧血に係る検査項目(赤血球系の血液検査及び血清間接ビリルビンの検査)は二次健診項目とする。
- ・配置転換後には、化学物質へのばく露は想定されないことから、溶血性貧血に係る検査項目に加え、業務の経歴の調査、作業条件の簡易な調査、急性症状に係る自覚症状又は他覚所見の既往歴及び現症並びに作業条件の調査についても、配置転換後に義務づける健診項目からは除くこととする。